

別表（第5条関係）

相談対象となる中小企業者

| 区 分 | 対 象 |
|-------|---|
| 中小企業者 | 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条において規定される中小企業者 |
| 組合等 | <p>(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体</p> <p>(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人</p> <p>(3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの。</p> <p>(4) 一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人</p> <p>(5) 共同出資会社（商法の規定に基づく合併会社、合資会社、株式会社及び有限会社法の規定に基づく有限会社で、3名以上の中小企業者が出資する中小企業者であって、その総出資額の3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするもの。）</p> <p>(6) 任意グループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を行うもの。）</p> |